

墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成21年6月25日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第26号

墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例

(墨田区特別区税条例の一部改正)

第1条 墨田区特別区税条例(昭和39年墨田区条例第43号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項に次の1号を加える。

所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)のうち、区内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの

付則第3条中「(昭和32年法律第26号)」を削り、「本条」を「この条」に改める。

付則第3条の5の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(区民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年」の次に「(次条において「居住年」という。)」を加え、同条第3項中「区民税の納税通知書が送達された後に区民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに区民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについて、区長においてやむを得ない理由があると認めるとき、又は」を削り、同条の次に次の1条を加える。

第3条の5の2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条及び第19条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

前項の規定の適用を受けようとする年度分の第23条第1項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出

されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。)に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。)

前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

- 3 第1項の規定の適用がある場合における第20条の2及び第20条の3第1項の規定の適用については、第20条の2中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第3条の5の2第1項」と、第20条の3第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第3条の5の2第1項」とする。

付則第4条第2項中「付則第3条の5第1項」の次に「、付則第3条の5の2第1項」を加える。

付則第8条第3項第2号中「、付則第3条の5第1項」の次に「、付則第3条の5の2第1項」を加え、「第20条第1項前段」を「第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第8条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」に、「及び付則第3条の5第1項」を「、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項」に改める。

付則第9条第3項第2号中「、付則第3条の5第1項」の次に「、付則第3条の5の2第1項」を加え、「及び付則第3条の5第1項」を「、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項」に改める。

付則第10条第1項中「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加え、同条第3項第2号中「、付則第3条の5第1項」の次に「、付則第3条の5の2第1項」を加え、「及び付則第3条の5第1項」を「、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項」に改める。

付則第11条第1項及び第2項中「平成21年度」を「平成26年度」に改め、

同条第3項中「第35条」を「第35条の2」に、「第37条の9の4」を「第37条の9の5」に改める。

付則第12条第5項第2号及び付則第13条第2項第2号中「、付則第3条の5第1項」の次に「、付則第3条の5の2第1項」を加え、「及び付則第3条の5第1項」を「、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項」に改める。

付則第13条の2の見出し中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条第1項中「という。）」の次に「又は同条第1項に規定する特定保有株式（以下この項において「特定保有株式」という。）」を、「当該特定管理株式」の次に「又は特定保有株式」を加える。

付則第14条第2項及び第6項中「第37条の12の2第5項」を「第37条の12の2第11項」に改める。

付則第14条の2第1項中「事業所得又は」を「事業所得、譲渡所得又は」に、「事業所得及び」を「事業所得、譲渡所得及び」に、「金額及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に改め、同条第2項第2号中「、付則第3条の5第1項」の次に「、付則第3条の5の2第1項」を加え、「及び付則第3条の5第1項」を「、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項」に改める。

付則第14条の4第2項第2号及び第5項第2号中「、付則第3条の5第1項」の次に「、付則第3条の5の2第1項」を加え、「及び付則第3条の5第1項」を「、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項」に改める。

（墨田区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 墨田区特別区税条例の一部を改正する条例（平成20年墨田区条例第30号）の一部を次のように改正する。

付則第1条第2号中「第15項」を「第13項」に改め、同条第3号中「次条第16項から第20項まで」を「次条第14項から第18項まで」に改める。

付則第2条第8項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8」に改め、同項各号を削り、同条第11項中「（次項及び第14項において「源泉徴収選択口座内配当等」とい

う。）」を削り、同条中第12項を削り、第13項を第12項とし、第14項を削り、第15項を第13項とし、第16項を第14項とし、同条第17項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「平成20年改正令附則第7条第11項」を「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号）附則第7条第10項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例付則第13条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の1.8」に改め、同項各号を削り、同項を同条第15項とし、同条第18項中「付則第2条第17項」を「付則第2条第15項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項中「第17項」を「第15項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第20項中「第17項」を「第15項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第21項を同条第19項とし、同条第22項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に改め、同項を同条第20項とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1条中墨田区特別区税条例付則第3条の5の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条第1項の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定並びに同条例付則第4条第2項、付則第8条第3項第2号、付則第9条第3項第2号、付則第10条第3項第2号、付則第12条から第13条の2まで、付則第14条第2項及び第6項、付則第14条の2第2項第2号並びに付則第14条の4第2項第2号及び第5項第2号の改正規定 平成22年1月1日

第1条中墨田区特別区税条例第20条第1項に1号を加える改正規定、同条例付則第3条、付則第3条の5第3項、付則第10条第1項及び付則第11条第3項の改正規定並びに第3項及び第4項の規定 平成22年4月1日

第1条中墨田区特別区税条例付則第14条の2第1項の改正規定 平成23年
1月1日

(区民税に関する経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の墨田区特別区税条例(以下「新条例」という。)の規定中区民税に関する部分は、平成21年度以後の年度分の区民税について適用し、平成20年度分までの区民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第20条第1項第3号の規定は、区民税の所得割の納税義務者が平成21年1月1日以後に支出する同号に規定する寄附金について適用する。
- 4 新条例付則第3条の5第3項の規定は、平成22年度以後の年度分の区民税について適用し、平成21年度分までの区民税に係る同項に規定する区民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。